

高齢者向け住まい等のケアプラン点検要領

1 趣旨

「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底」（令和3年3月18日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長ほか連名通知）に基づくケアプランの点検は以下のよう
に実施する。

2 帳票の作成の依頼

市は、区分支給限度基準額の利用割合および利用サービス種類とその利用割合を設定し、北海道国民健康保険団体連合会へ帳票の作成を依頼する。

設定する要件は原則として毎年4月に改めることとする。ただし、必要がある場合は過去の条件と同じものとすることも差し支えない。

3 手順

市は、北海道国民健康保険団体連合会から依頼した帳票を受領し、要件に該当する高齢者向け住まい等併設等居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、要介護度や区分支給限度額の利用割合および利用サービス種類とその利用割合等について総合的に判断し、ケアプランを指定する。

4 提出の依頼

市は、指定したケアプランについて、期限を定めて当該ケアプランを作成した居宅介護支援事業所に提出を求める。ただし、函館市が実施するケアプランの点検または検証を過去1年以内に受けたものについては、提出を求めないこととする。

5 点検の実施

市は、提出を受けたケアプランを点検し、状態像から想定される支援の程度等により多職種の見点から検討の必要があると認められるものを指定して、多職種による面談を伴うケアプラン点検を実施する。

6 文書による通知

市は、ケアプランを作成した介護支援専門員の所属する居宅介護支

援事業所に対し，ケアプラン点検の結果を文書で通知する。

7 結果の通知

市は，ケアプラン点検の結果，不適切なケアプランと判断するものについては，当該ケアプランを作成した介護支援専門員の所属する居宅介護支援事業所に対し，期限を定めて，対象のケアプランの再検討および事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討し，その結果を提出するよう文書により通知する。

8 回答

市は，居宅介護支援事業所から回答が得られない場合または回答によって居宅介護支援事業所の運営自体に問題があると判断した場合は，指導監査課へ指導を依頼することとする。

附 則

この要綱は，令和5年4月1日から施行する。